

◎新潟県告示第1440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	高田ケアセンター訪問介護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	平成24年12月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	ヘルパーステーションきずな	新潟県上越市木田3丁目8番44号	医療法人社団ひらはら内科クリニック	平成24年12月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	高田ケアセンター訪問看護事業所	新潟県上越市とよば121番地	株式会社東日本福祉経営サービス	平成24年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイかきざき	新潟県上越市柿崎区馬正面1176番地1	株式会社リボン	平成24年12月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイきずな・木田	新潟県上越市木田3丁目8番44号	医療法人社団ひらはら内科クリニック	平成24年12月1日